



ゆう&あい

4月号
平成26年
3月24日発行

優・愛 友愛 You and I 優Eye 優・愛 友愛 You and I 優Eye 優・愛 友愛 You and I 優Eye 優・愛

播磨町ボランティアセンター・播磨町善意銀行
発行所：社会福祉法人 播磨町社会福祉協議会 TEL079(435)1712

年明けから 権利擁護まちづくり委員会は 大忙し!!

権利擁護支援員養成講座



1月16日から3月13日までの毎週木曜日、9回の講座を開講。高齢者や障がい者の方がいつまでも安心・安全に暮らすことができるように、住民の目線で話を聴き、専門職とともに地域に暮らす身近な支援者として日常生活のサポートを行う「権利擁護支援員」の養成講座を開講しました。受講者は15名でした。

権利擁護まちづくり講演会



講演会は昨年11月に引き続き2回目で、2月22日(土)に中央公民館大ホールで開催しました。今回のテーマは『大切な権利や財産を守るしくみ～成年後見制度について知ろう～』で、関西福祉大学の有田伸弘准教授にご講演いただきました。

「播磨町権利擁護まちづくり委員会」は、高齢者・障害者等への虐待、その他の権利侵害の防止策、高齢者・障害者等の権利を守るための支援策など権利擁護に関することや課題について検討し、権利擁護の意識に満ちたまちづくりを推進することを目的に、人権擁護委員・高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉に係る団体・機関・地域包括支援センターや町行政等で構成しています。その事務局を社会福祉協議会が担当しています。

高齢者虐待防止サービス従事者講座



2月3日(月)から3週にわたって、介護保険による在宅福祉サービスに従事する専門職の皆さんを対象に開講。高齢者虐待は身近に起こりうる問題であり、サービス従事者の皆さんが身近に寄り添いサービス提供していることから、利用者や介護者の方のちょっとした変化に気づくことができます。そこで、専門職の皆さんに、「ちょっと変だな?」「なんだかいつもと違う?」と思った時に、虐待防止に向け、適切な対応をする力を身につけていただこうと実施しました。受講者は27名でした。

看護師スタッフ 登録募集

地域包括支援センターでは、事業にご協力いただけるスタッフ(看護師等)を募集しています。

内容 高齢者の集まり等で行う健康教育や健康チェックのお手伝い

頻度 月1～2回程度

時間 9時～17時のうち2時間程度

※ご協力いただく日程は随時調整となります。
※詳細はお問い合わせください。

播磨町地域包括支援センター
☎079-435-1841

一緒にシニア元気アップに
取り組んでいきましょう!



ゆうあい園パート職員募集

社会福祉協議会では、ゆうあい園の職員を募集しています。

- 職種** 指導員
- 業務内容** 「就労継続支援B」事業での利用者の作業と生活面での支援および指導
- 必要な資格** 在宅福祉に関心があり、障害者福祉に熱意を持って取り組んでいただける方
- 雇用期間** 平成26年4月1日～平成27年3月31日(更新あり)
- 勤務形態** 月曜日～土曜日のうち、3～4日(月単位の勤務表に基づく) 8:30～15:30
- 給与** 850円/1時間
その他雇用条件は当社の規程に基づく

問合せ・申込み 播磨町社会福祉協議会
079-435-1712

伝言板

このページに関する問合せは
播磨町社会福祉協議会
TEL.079-435-1712
E-Mail info@harima-wel.or.jp

心配ごと相談

秘密厳守

- 日時 毎週火曜日 13時～16時
- 場所 福祉しあわせセンター

◎法律相談をご希望の方は、事前に心配ごと相談をお受けください。

法律相談

弁護士により
月1回、実施します。
成年後見制度のご相談も
お受けします。

おもちゃルーム “きらきら”

い～っぱいのおもちゃで遊ぼう
4月の開設日

- 日時 4月3日(木)・19日(土) 10時～12時
- 場所 播磨町福祉会館

知的障害者(児)相談

- 日時 第2土曜日 10時～11時30分
- 場所 石ヶ池パークセンター



子育て相談

- 日時 4月28日(月) 13時30分～16時
- 場所 福祉しあわせセンター
主任児童委員が
ご相談をお受けします。

福祉相談

- 日時 4月2日・16日(水) 13時30分～16時
- 場所 福祉しあわせセンター
民生委員・児童委員が
ご相談をお受けします。

困りごと相談

秘密厳守

- 日時 4月10日・24日(木)
- 場所 福祉しあわせセンター
播磨町人権擁護委員が
ご相談をお受けします。

認知症家族の会

一歩の会合同お花見

- 日時 4月7日(月) 11時～
 - 場所 喜瀬川(播磨中学付近)
 - 費用 500円
 - 申込 地域包括支援センター 079-435-1841
- ※4月は第2土曜日の懇談会は行いません。
※雨天時は4月11日(金)に延期

第19回福祉大会のお知らせ

播磨町社会福祉協議会では、第30回健康福祉フェアと同時開催で、福祉大会の開催を予定しています。たくさんの方のご来場をお待ちしています。

- 【日時】** 平成26年4月29日(祝)
午前9時～午後3時
- 【場所】** 播磨大中国古代の村(大中遺跡)
- 【内容】** 要約筆記体験・手話体験・点字体験
ガイドヘルプ体験・子供の昔遊び
介護予防コーナー(予定)



【問合せ】
播磨町社会福祉協議会
079-435-1712

播磨町地域包括支援センター

ほのぼのの便り



フィリピンに住んでいる知人が日本に帰って来て会う機会があり、オリンピックの話になった。しかし、あまり、関心がないのか話が盛り上がらない。よくよく聞いてみると、フィリピンでは、テレビの放映が全くないとのこと。日本では開催期間はオリンピックフィーバー。どこの国もそうなんだとは、思ったりはしなかったが、これを聞いて、日本は平和で裕福だと再確認した。

ソチが終わった。十代、四十代のメダリスト、スケートの羽生君の金メダル、報道陣はメダリストにスポットをあてる。

しかし、それも真央ちゃんの登場までだった。魂のこもった演技で日本中を魅了してしまった。私もたまたま深夜にリアルタイムで観ていて涙してしまった。

先日、新聞に掲載されているエッセイに今回の選手団の凱旋帰国時、メダリストの首にはメダルは無かったとあった。注目して観ていなかったのが確かでないが、この光景に何らかのメッセージが込められているのではないだろうか。

もう間もなく桜前線が届く。寒く熱かった今年の冬も、ぼちぼち終わりを告げる。(内)

寄付者ご芳名

あたたかい善意をありがとうございました。
(平成26年2月12日～平成26年3月6日)

(所得税法第78条第2項第3号該当 法人税法第37条第2項及び第3項第3号該当)

●福祉のために

(個人の部) (敬称略)

地区名	氏名	金額
大 中 東	匿 名	5,000円

(団体の部)

大阪ガス(株) 小さな灯運動兵庫支部	20,000円
ボランティアグループ「あすなろ」	50,000円
播磨町軟式野球協会	18,659円

●供養

地区名	氏名	備考
大 中 西	匿 名	亡母供養

●今月の払出状況

子どものいない老人誕生祝	15,000円
--------------	---------

いつもありがとうございます! ボランティアグループあすなろの皆様

ボランティアグループ「あすなろ」は、不要となった生地や毛糸で手作りの品を作り、バザーや福祉会館で販売し、その売上金を地域福祉活動に役立てようと活動しているグループです。

今年度も3月2日(日)に中央公民館で開催された「公民館まつり」にバザー出店され、その売上等50,000円を利用者さんに喜んでいただけるものと播磨町デイサービスセンターにお届けいただきました。

あすなろの皆さん、そして公民館まつりでバザーにご協力いただきました方、本当にありがとうございました。

♡ 善意銀行だより ♡

大阪ガス(株)小さな灯運動兵庫支部より、社員等の皆さんが購入したカレンダーの売上金の一部を、播磨町の福祉活動にと、今年もお届けいただきました。



平成26年
4月から

介護保険サービスの利用者負担が変わります

平成26年4月から消費税が8%に変わることによって平成26年4月以降に利用する介護保険の利用者負担も変更になります。

ただし、消費税は5%から8%へと3%引き上げとなりますが、そのまま上乗せされるわけではありません。サービスによって上乗せ率は異なりますが、全体で平均0.63%上乗せとなります。

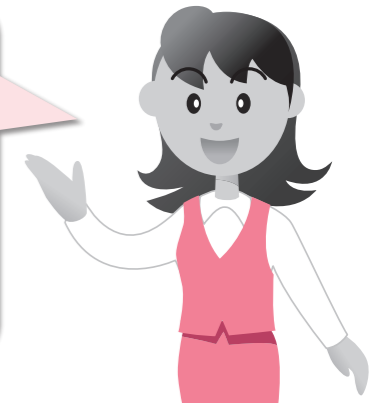


どうして利用者負担が変わるのですか?



事業者の負担を抑え、安定したサービスを提供できるようにするためです。

介護保険サービスを利用したとき、利用者は原則として介護報酬の1割を、残り9割は介護保険(播磨町)からサービス事業者へ支払います。このとき事業者へ支払われる介護報酬は非課税のため、消費税引き上げ分の上乗せはありません。一方で、事業者がサービス提供に必要な施設備品や物を購入した時には消費税を支払いますので、事業者の負担が増えることとなります。そこで、今後も事業者が安定したサービスを提供できるよう、4月から報酬を増やして事業者の負担を軽減することとなりました。それに伴い、利用者が支払う利用者負担も変わることとなります。



社会福祉協議会の福祉サービス

社会福祉協議会では、独自の、あるいは播磨町からの委託を受け、誰もがいつまでも住みなれた地域で生活が送れるようお手伝いする福祉サービスを行っています。

総合相談

社会福祉協議会には、社会福祉士・介護福祉士・保健師・ケアマネージャーなどの資格を持つ福祉の専門職がいます。介護のこと、福祉サービスのことなどでお困りのことがありましたらご相談ください。

【対象者】 住民の方であればどなたでも

【利用料】 無料

※月～土曜日の午前9時～午後5時
電話での相談にも応じます。

移送事業

心身の状態により他の交通機関の利用が困難で、家庭等で移送手段の確保が困難な方を対象に、福祉車両で病院への通院や入退院・福祉施設への入退所等の送迎を行います。

【対象者】 移動に車椅子が必要な65歳以上の高齢者および身体障害者(児)
※家族等の付き添いが必要です。

【利用料】 走行距離による利用料をいただきます。

【走行範囲】 明石市・加古川市・高砂市・加古郡

介護用品の無料貸出・斡旋

在宅で介護を受けている高齢者のために介護用品の貸出を行います。

【対象者】 町内在住のおおむね65歳以上の高齢者

【利用料】 無料

【介護機器】 車椅子・ポータブルトイレ

※貸出期間は、通常2週間以内となります。
お申し出により最大1ヶ月まで延長できます。

声の広報事業

毎月発行される町広報、社協だより、議会だよりなどの内容をCDに録音し、郵送により情報を提供します。

【対象者】 視覚に障害のある方など

【利用料】 無料

※町広報は播磨町のホームページ・社協だよりは社協のホームページからも聞くことができます。